



2019年度 ビルクリーニング技能検定受検案内（2級）

厚生労働大臣指定試験機関

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F

TEL 03-3805-7560 / FAX 03-3805-7561

URL <http://www.j-bma.or.jp>



技能検定制度は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的に、働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する制度で、昭和44年制定の職業能力開発促進法に基づき実施されています。

昭和57年5月にはビルクリーニングが新たに検定職種として追加され、ビルクリーニングに従事する人々の技能が国家検定として認められました。また、平成28年4月からビルクリーニングは単一等級から1級・2級・3級の複数等級として制度変更が行われました。技能検定に合格した者には等級ごとの合格証書が交付され、技能士の称号が与えられます。技能士を目指し、ふるって受検して下さい。

1. 2019年度技能検定（2級）実施日程

事項	摘要
受検案内・申請書配布	2019年3月8日(金)～
受付期間	2019年3月25日(月)～4月16日(火) 受付時間：平日10時～17時 1)申請書を持参する場合：受付最終日(4月16日)の17時まで 2)申請書を郵送する場合：受付最終日(4月16日)の消印有効(厳守) 注)ネットでの申請はできませんが、受検案内や受検申請書のダウンロードが可能です。本案内の6.(1)の③をご参照下さい。
受検票交付・実技試験問題の公表	2019年6月4日(火) 弊会より受検申請者に対して、受検票(学科・実技試験の会場や集合時間等を記載)及び実技試験問題を発送します。 注)2019年6月13日(木)までに受検票が到着しない場合は、弊会又は各地区試験事務所までお問い合わせ下さい。
学科及び実技ペーパーテスト実施日	2019年7月7日(日) 注)指定された試験日は、いかなる理由があっても変更できません。
実技作業試験実施期間	2019年6月24日(月)～2019年7月9日(火) 注)指定された試験日は、いかなる理由があっても変更できません。
合格発表	2019年8月30日(金)

2. 受検資格

次の受検資格のうち、いずれか1つを満たしていることが必要です。

等級	受検資格
2級	2年以上の実務経験(注)を有する者
	3級の技能検定に合格した者
	建築物衛生管理科の職業訓練指導員免許を有する者
	ビルクリーニングに関する短期課程の普通職業訓練で総時間700時間以上のものを修了した者で、1年以上の実務経験を有する者

注)「実務経験」とは、パート・アルバイトを含めて、概ね1週24時間以上勤務するものをいいます。

実務経験年数の基準日は、当該年度の受付期間の最終日(2019年4月16日時点)とします。

3. 試験の免除

(1) 対象者と免除の範囲

対象者	免除の範囲
1級あるいは2級の学科試験に合格した者	2級学科試験の全部
1級あるいは2級の実技試験に合格した者	2級実技試験の全部
1級のビルクリーニング職種に係る短期課程の普通職業訓練が的確に行われたと認められる修了時の試験(注1)に合格した者で、当該訓練を修了した者	2級学科試験の全部
2級のビルクリーニング職種に係る短期課程の普通職業訓練が的確に行われたと認められる修了時の試験(注1)に合格した者で、当該訓練を修了した者	2級学科試験の全部
ビルクリーニング職種に係る指定試験機関技能検定委員を5年以上務めた者	2級学科試験及び実技試験の全部
平成27年度までの単一等級によるビルクリーニング技能検定試験において学科試験に合格した者	2級学科試験の全部
平成27年度までの単一等級によるビルクリーニング技能検定試験において実技試験に合格した者	2級実技試験の全部

注1) 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が的確に行われたと認めた試験に限ります。

注2) 試験の免除にあたっては、合格通知書の写し等、免除を証明し得る書類を添付して下さい。また、受付期間終了日以降に、免除を有することが判明した場合は、免除を受けられませんので、十分注意して下さい。

(2) 一部合格の有効期限【一部合格者の方は、ご注意ください】

2級の一部合格の有効期限は、学科試験又は実技試験に合格した日から、3年間(最終年度にあつては年度終わりまで)とします。

ただし、平成28年度(2016年度)の一部合格者については、2021年度の終わり(2022年3月31日)まで、平成29年度(2017年度)の一部合格者については、2022年度の終わり(2023年3月31日)までを、それぞれ有効期限(5年間)とする経過措置を設けます。

4. 試験の概要

(1) 学科試験

等級	設問	制限時間	合格基準
2級	真偽法 25問及び択一法 25問	60分	満点(100点)の65%以上

(2) 実技試験

① 実技作業試験

等級	課題	標準時間	打切時間	合格基準
2級	課題1: 弾性床ドライ清掃作業 課題2: 繊維系床しみ取り作業 課題3: トイレ定期清掃作業	12分 8分 10分	14分 10分 12分	各課題40%以上及び、実技ペーパーテストを含めた合計(100点)の60%以上の得点 注) 標準時間を超えると減点、打切時間を超えると失格となります。
	実技ペーパーテスト (ビルクリーニング作業における積算見積等に関する問題)	60分 (制限時間)	—	

5. 受検手数料及び納付方法

(1) 受検手数料（非課税）

等級	学科試験	実技試験	合計
2級	3,500円	18,000円	21,500円

※ 2級の実技試験受検手数料減免：2019年4月1日時点で35歳未満の方（昭和59年4月2日以降に生まれた方で、出入国管理及び難民認定法 別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く）は、実技試験受検手数料（18,000円）のうち、9,000円が減免されます。

(2) 納付方法

- ① 受検手数料は郵便振替により払い込みください。
- ② 郵便振替用紙は所定の振替用紙または郵便局の振替用紙にて1名につき1枚をご使用ください。
- ③ 郵便払込票の控えのコピーを受検申請書の裏面に添付してください。
※払込票の控えは、領収書として大切に保管してください。
- ④ 払込手数料は、受検申請者のご負担となります。

(3) 受検手数料の返還

職業能力開発促進法（旧・職業訓練法）施行令（昭和44年政令第258条）第7条第3項により、申請を受理した後は、以下の場合を除き、受検手数料の返還は致しません。

- ① 受検資格を満たしていないことが判明し、受検が認められなかった場合。
- ② 2019年4月26日（金）までに受検申請者本人から受検申請を取り消す旨の申し出があった場合。
- ③ 受検手数料の超過払込みが判明した場合。

6. 受検申請手続き

(1) 申請書類の請求

- ① 受検希望者は、それぞれ受検を希望する地区の試験事務所（「11. 実施地区及び試験事務所」参照）窓口で直接、請求して下さい。
- ② 郵送を希望する場合は、宛先明記の返信用封筒（角形2号：240mm×332mm）に1部につき140円の郵便切手を同封してお申し込み下さい。
- ③ ホームページ「ビルメンアビリティセンター」からダウンロードすることができます。 **※下記参照**
※ 弊会のホームページ（<http://www.j-bma.or.jp/>）に「資格・講習でスキルUP！アビリティセンター」というリンク先がありますので、検索エンジンを使用せず、必ず弊会ホームページから「ビルメンアビリティセンター」へ接続して下さい。

(2) 申請書類の提出

- ① 受検希望者は、受検申請書類を受付期間内に**直接持参されるか、簡易書留又は宅配便（メール便は除く）による送付**で、受検を希望する地区の試験事務所へ提出して下さい。
- ② 簡易書留又は宅配便による送付の場合は、受付期間中の消印又は受付印のあるものだけに限り受け付けます。
注）普通郵便やメール便で送られた場合の未着については、一切責任を持ちません。

7. 提出書類

(1) 技能検定受検申請書

受検申請書に記載すべき事項は、正確明瞭に、漏れのないよう受検者本人が記入して下さい。記入に際しては、別紙の「申込みにおける留意点」及び「受検申請書記入説明」を熟読し、黒色のボールペン（消せるボールペンは不可）またはインキで、正確に、ハッキリと書いて下さい。

(2) 特別の配慮を必要とする申請書

- ① 技能検定試験では、障がい等により既定の受検環境条件では受検者の技能を十分に発揮することが困難であると考えられる場合、技能検定試験の意義が失われることのない範囲で、一部資機材の支給や補助具の使用等特別の配慮を受けることができます。
- ② 特別の配慮を希望する場合は、受検を希望する地区の試験事務所に対し、ご相談のうえ、「特別の配慮を必要とする申請書を請求し**受検申請時に提出して下さい。**（申請様式は、上記6. (1)③のホームページ「ビルメンアビリティセンター」からダウンロードすることができます。）」
なお、受検申請時に未提出の場合、特別の配慮が受けられませんのでご注意下さい。
注）特別配慮を申請する場合は、受付の混雑する締め切り日近くを避け、できるだけ早めにご提出下さい。

8. 試験時における受検者の主な携行品

学科試験	受検票、筆記用具、時計（腕時計等。ただし計算機能を搭載のものは除く）
実技ペーパーテスト	受検票、筆記用具、時計（腕時計等。ただし計算機能を搭載のものは除く）、電子式卓上計算機（四則計算等の標準機能のみ）
実技作業試験	受検票、受検票に同封されている実技試験（作業試験）問題を参照

注) 実技作業試験の携行品は、実技試験問題にて必ずご確認ください。

9. 受検票

- ① 受検票は、2019年6月4日(火)に弊協会から受検申請者宛(個人宛)に送付します。
- ② 受検票は、試験(実技作業試験、実技ペーパーテスト及び学科試験)に出席する際、必ず持参して下さい。
- ③ 2019年6月13日(木)までに受検票が到着しない場合は、各試験事務所又は弊協会までお問い合わせ下さい。

10. 試験実施場所

北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、徳島県、福岡県

注) 試験実施場所は、受検申請状況により変更することがありますので、ご注意ください。

11. 実施地区及び試験事務所

実施地区	試験事務所	所在地	電話番号
北海道	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 北海道地区本部	〒060-0003 札幌市中央区北三条西 17-2-3 ビルメンテナンス会館	011-615-1100
東北	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 東北地区本部	〒980-0014 仙台市青葉区本町 1-12-30 太陽生命仙台駅北ビル 3階	022-748-7101
東京・ 関東甲信越	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	<東京又は関東甲信越地区での受検を希望される方は、下記で申請手続きを行って下さい。> 〒116-0013 荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5F	03-3805-7560
中部北陸	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 中部北陸地区本部	〒460-0008 名古屋市中区栄 2-1-10 伏見フジビル 8階	052-265-7500
近畿	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 近畿地区本部	〒531-0071 大阪市北区中津 1-2-19 新清風ビル 2F	06-6372-9130
中国	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 中国地区本部	〒733-0812 広島市西区己斐本町 2-19-3 広島ビルメンテナンス会館	082-273-8275
四国	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 四国地区本部	〒761-0301 高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 404	087-869-3787
九州	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 九州地区本部	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1-15-12 藤田ビル 4F	092-473-6008

注) その他詳しいことは、上記の各地区試験事務所又は当協会にお問い合わせ下さい。